

# 措置命令を受けられた方へ

道路法の規定に基づき、道路を通行する車両の重さ、大きさには一定の制限（一般的制限値）があります。一般的制限値を超える車両（特殊車両）を通行させる場合は、道路管理者の許可（特殊車両通行許可）が必要です。許可を受けずに通行したり、許可された車両の諸元の超過や、許可経路外の通行が確認された場合は、道路管理者が必要な措置を講じることを命令する行政処分（措置命令）を行っています。

措置命令書は、措置命令の内容を書面にしたものです。

措置命令の内容をご確認いただき、道路法（車両制限令）違反とならないよう、ご協力をお願いします。

## 措置命令書の見方

## 措置命令の内容

※文書番号のないものは無効とする

措置命令書

第 \_\_\_\_\_ 号  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
所屬会社 所在地 \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_

道路管理者 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 印  
(道路監理員)

あなたが通行させている車両(番号) \_\_\_\_\_ 車両型式 \_\_\_\_\_  
積載貨物 \_\_\_\_\_

積載貨物( )は、下記のとおり道路法の規定に違反しているため、道路法第47条の4第1項の規定に基づき以下の措置を命令する。

A  法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の \_\_\_\_\_ から流出すること。  
B  法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の \_\_\_\_\_ まで移動し、当該車両の諸元を車両制限令に規定する制限値（許可を受け \_\_\_\_\_ まで移動し、新たに許可を受け \_\_\_\_\_ まで移動し、新法に許可を受け \_\_\_\_\_ まで移動し、許可の通行条件を満たしたうえで通行すること。

C  法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の \_\_\_\_\_ まで移動し、新たに許可を受け \_\_\_\_\_ まで移動し、新法に許可を受け \_\_\_\_\_ まで移動し、許可の通行条件を満たしたうえで通行すること。

D  法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の \_\_\_\_\_ まで移動し、許可の通行条件を満たしたうえで通行すること。

また、次の事項に留意すること。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本措置命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（国土交通大臣に審査請求することができる（なお、本書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。）。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本書を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する趣意を受けた日）の翌日から起算して6か月以内、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構を被告として（訴訟において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構を代表する者（理事長）となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、本書を受け取った日又は趣意を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は趣意の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

1 違反日時 \_\_\_\_\_  
2 違反場所 \_\_\_\_\_  
3 違反内容  車両諸元 \_\_\_\_\_

	実測値	提示された 許可証の値	車両制限令 による制限値	超過値
総重量 _____ (連結車の場合)	_____	_____	_____	_____ kg
軸重 _____	_____	_____	_____	_____ kg
幅 _____	_____	_____	_____	_____ m
長さ _____	_____	_____	_____	_____ m
高さ _____	_____	_____	_____	_____ m

4 違反条項  道路法第47条第2項（車両制限令違反）、  道路法第47条の2第1項（条件違反）  
5 その他  今回、無許可と  重大な諸元違反  許可証有効期限切れ  通行経路違反  
して取扱った理由  積載貨物違反、 \_\_\_\_\_

措置命令を受けられた方の住所、氏名、所属会社（当該運行を管理する会社）の所在地、法人名、代表者、電話番号を記載しています。記載の内容に間違いが無いが、ご確認をお願いします。

車両の番号、車両型式、積載貨物及び命じた措置の内容を記載しています。

違反のあった日時・場所を記載しています。

違反のあった車両の諸元又は通行条件を記載しています。  
※許可証をお持ちの場合でも、許可された諸元を超過していた場合は無効となり、車両制限令による制限値からの超過値を記載しています。

違反条項（道路法のどの規定に違反したか）及び無許可として取扱った理由を記載しています。

### A 指定した場所からの流出

道路管理者が指定したインターチェンジなどからの流出を命じています。

### B 積荷の減載

安全な場所へ移動し、積荷を通行できる重量まで減らすことを命じています。

### C 許可を受けるまで車両を停止

安全な場所へ移動し、特殊車両通行許可を受けるまでの間、車両を停止することを命じています。

### D 許可条件を満たして通行

許可証で指定された条件（通行時間帯、誘導車配置など）を満たして通行することを命じています。

### 注意

上記の命令に違反した場合、車両を通行させた方及び会社に罰則が科せられる場合があります。（道路法第105条・第107条）法令違反を繰り返さないよう、十分ご注意をお願いいたします。

違反となった理由と違反解消のポイントは裏面へ



## 違反・無許可として取り扱った理由

## 違反解消のポイント

### 重大な諸元違反

許可を受けていたが、許可された諸元を超えて通行していた

すでに許可を受けているので、車両の諸元を守ることで違反が解消します。

### 通行経路違反

許可を受けていた経路以外の経路を通行した

許可を受けた経路（出入するIC等を含む）を通行してください。

### 連結車違反

許可を受けていない車両で通行した

許可を受けた車両で通行してください。新車を導入した場合は、追加した車両の許可申請が必要です。

### 積載貨物違反

積載していた貨物が、許可を受けていた内容と異なった

積荷が変更となったときは、新たに許可申請が必要です。

### 許可証無し

許可を受けずに通行した

特殊車両通行許可を申請していただき、違反のないように通行してください。

### 許可証有効期限切れ

許可証を所持していたが、有効期限が切れていた

◇特殊車両通行許可に関する情報は、[高速道路機構ホームページも参照ください。](http://www.jehdra.go.jp/shinsei.html)  
<http://www.jehdra.go.jp/shinsei.html>

### 条件違反

許可証に記載された条件を満たさずに通行した  
(通行時間帯指定、誘導車の配置 等)

許可証に記載された条件を守って通行してください。

## 措置命令に関してよくいただくお問い合わせ

許可証を所持していたが、取締り時に提示できなかった。追って提出するので、措置命令を取り消すことはできないか。

取締り時に許可証を提示できない場合、許可証無しとして、措置命令の対象となる場合があります。運行前に通行経路の許可証の準備をお願いします。

自動車検査証(車検証)に記載された「最大積載量」の範囲内で積載しているが、違反となるのか。

車検証に記載の「最大積載量」の範囲内であっても、一般的制限値又は許可された車両総重量を超過した場合は、道路法(車両制限令)違反となりますので、ご注意ください。

※「最大積載量」を超過した場合は、道路交通法違反(過積載)となります

特殊車両通行許可を申請しているが、許可証の発行まで時間を要しており、車両を通行させることができない。

高速自動車国道(※)では、車両により総重量、長さの特例がありますので、許可申請、通行時の参考としていただくようお願いします。

◇特例についてはこちら

[http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road\\_sinsei00000009.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000009.html)

(※)・・・東名高速道路、東北自動車道、中国自動車道、九州自動車道 など  
【首都高速・阪神高速・本四高速・圏央道・第二神明道路などは対象外です】

この措置命令書に関して罰則等はあるか ETCコーポレートカードの点数は何点か。

違反の内容やこれまでの違反記録に基づき、警告書の発出、是正指導、機構HPへの会社名の公表、特殊車両通行許可の取消、刑事告発などの手続きをとる場合があります。

ETCコーポレートカードに関するお問い合わせは、カードを申し込まれた高速道路会社をお願いします。

高速道路を適正にご利用いただくため、特殊車両の通行許可制度に対するご理解・ご協力をお願いします。

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

TEL 045 (228) 5977 WEB サイト <https://www.jehdra.go.jp>

